

取得財産管理台帳

財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
			円	円					

- (注) 1 対象となる取得財産は、取得価格又は効用の増加額が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とします。
- 2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えありません。単価が異なる場合は分割して記載してください。
- 3 取得年月日は、検収年月日を記載してください。
- 4 処分制限期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）に定める期間を記載してください。